

「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」の一部改正について

平成15年12月24日  
貿易経済協力局  
安全保障貿易管理課

「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」（平成8年4月9日付け）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

3. の（7）中「又は別表に掲げる行為」を削る。